

# お知り合いの個人事業主さんに青色申告会をご紹介ください

ご紹介いただいた方がご入会された場合  
粗品を進呈いたします

～「会員増強特別運動」実施中～

- ◆記帳・決算などの「個別指導」
- ◆税理士による「無料税務相談」
- ◆弁護士による「無料法律相談」
- ◆長年の指導経験が活かされた  
会計ソフト「フルーリターンA」の斡旋  
ご購入後の入力もフォロー
- ◆減価償却資産を管理し、  
「減価償却費の計算書」をお届けする  
「減価償却システム」
- ◆お近くで税務書類が提出できる「出張会場」
- ◆毎月、税の最新情報を届ける広報紙
- ◆節税に関する知識を得られる  
「税務セミナー」、「複式簿記セミナー」、各種説明会
- ◆優良図書・参考書の割引販売
- ◆掛金全額が所得控除できる「小規模企業共済」
- ◆団体割引または格安な掛金の共済・保険  
◆会員特別料金で受診できる生活習慣病健診
- ◆金融の斡旋

## 大和青色申告会の 会員サービス

### 青色申告会は こんな団体です

当会の組織拡充という根幹的課題への取り組みとして、今年度も「会員増強特別運動」を実施しております。(10月16日から11月15日までの1ヶ月間)

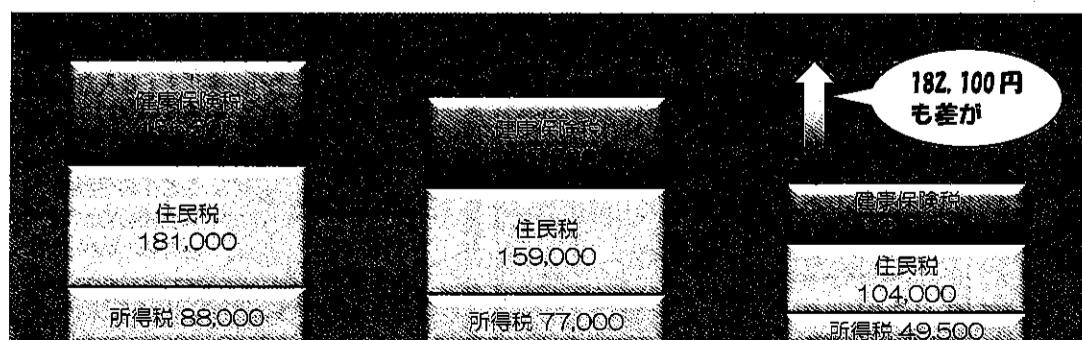
1人でも多くの方に「青色申告」の特典をご理解いただき、ご入会いただけますよう会員皆様のご協力をお願い致します。

### 青色申告会 会員増強にご協力を!

## 白色申告と青色申告を比較してみましょう

売上 600万円、必要経費 300万円 で計算スタート

白色申告	青色申告 簡易簿記	青色申告 複式簿記
事業費控除 240,000	事業費控除 100,000	事業費控除 650,000
事業専従者給与 860,000	事業専従者給与 980,000	事業専従者給与 980,000



※すべて概算で計算しております。

青色申告には白色申告では認められない多くの特典があり、白色申告に比べ税制面で優遇されます。その中でも主な特典は次のとおりです。

- 青色申告特別控除  
事前に届出書を提出して
- 青色事業専従者給与  
事業費控除が適用できます。なお、事業所得者は、正規の簿記の原則に従った記帳をする等、一定の条件を満たせば最高65万円の特別控除が適用できます。
- 中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例  
いれば、家族従業員に対して支払った給料も、労務の対価として相当と認められる金額であれば、必要経費になります。(平成24年3月31日まで)

### 青色申告の主な特典

## 事務局からのお知らせ

- ◆下記の日付につきましては、業務時間が下記のとおりとなります。会員皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

- ▶ 平成23年12月07日 (水)
  - 業務時間13:00~17:30
- ▶ 平成23年12月28日 (水) 仕事納め
  - 業務時間08:45~12:00  
(年始は1月4日から業務いたします)
- ▶ 平成24年01月13日 (金)
  - 業務時間08:45~11:00
- ▶ 平成24年01月18日 (水)
  - 業務時間08:45~12:00

- ◆事業の廃業や転居・住居表示の変更等がございましたら、事務局までご連絡ください。





